ゆりかご訪問看護ステーション

訪問看護（介護予防訪問看護）　運営規程（概要）

（事業の目的）

第１条　一般社団法人親と子の支援ゆりかご会が開設するゆりかご訪問看護ステーションが行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師等が、要介護者又は要支援者に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

２　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３　事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行いその改善を図る。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一　名称　　ゆりかご訪問看護ステーション

二　所在地　横浜市中区花咲町１丁目４番地ベルメゾン桜木４１２

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　１名（常勤）

二　看護職員等　８名（常勤２名、非常勤６名）

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一　営業日　　：月曜日から金曜日までとする。
　　ただし、祝日および 12 月 29 日から１月３日までを除く。

二　営業時間　　：午前９時から午後５時までとする。

三　前２項のほか、時間外・休日・祝日のサービス提供は相談に応じる。

（訪問看護等の内容）

第６条　訪問看護等の内容は次のとおりとする。

一　病状・障害の観察

二　清拭・洗髪等による清潔の保持

三　療養上の世話

四　褥創の予防・処置

五　認知症患者の看護

六　療養生活や介護方法の指導

七　カテーテル等の管理

八　その他医師の指示による医療処置

（訪問看護等の利用料）

第７条　訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるもの　とし、詳細は料金表のとおりとする。

２　訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。

一　死後の処置　　20,000 円

二　第 9 条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は公共交通機関を利用した場合の実費を徴収する。

3　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
4　利用料等の支払いを受けたときは、利用料について記載した領収書を交付する。

（緊急時等における対応方法）
第８条　看護職員等は訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
2　事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
3　利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、中区、西区、とする

（苦情に対する対応方針）
第10条　事業所は、自らが提供したサービスに係る苦情に迅速かつ適切に対応する。
2　事業所は、自らが提供したサービスに関し、市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

（事故発生時の対応）
第11条　事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
2　事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
3　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）
第12条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止）
第13条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（その他運営についての重要事項）
第14条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
2　従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
3　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

附則
この規程は令和４年４月１日から施行する。